

長崎県中小企業等永年勤続者に対する知事感謝状贈呈事務

取 扱 要 領

第 1 趣旨

この要領は、県内の中小企業等に多年勤務し、本県産業の発展に貢献した労働者に感謝状を贈呈することにより、労働者の勤労意欲を向上させ、県内労働力の確保と定着性をはかり、もって労働者の福祉の充実に資することを目的とする。

第 2 中小企業等の定義

この要領において「中小企業等」とは、中小企業基本法第 2 条に規定する中小企業者が営む企業及びこれに準ずると認められる企業をいう。

第 3 感謝状贈呈の対象者

次の各号のすべてに該当する労働者に対して贈呈するものとする。

- (1) 県内の同一中小企業等に 3 0 年以上にわたり勤務し、推薦の時点で引き続きその企業等に勤務していること。
ただし、対象者が退職している場合でも、推薦の時点で退職後 1 年を経過していない者は対象とする。
- (2) 誠実に勤務し、他の模範となり、県行政の推進に寄与し、感謝状を贈呈するに値する者であること。
- (3) 長崎県表彰規則による表彰を受けたことがない者であること。

第 4 感謝状贈呈候補者の推薦

感謝状贈呈候補者の推薦は、市町並びに各商工会議所及び長崎県商工会連合会が行うものとする。

第 5 感謝状贈呈の方法

感謝状は知事が贈呈するものとし、副賞として記念品を添えることができる。

第 6 推薦関係書類

感謝状贈呈候補者の推薦に要する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 推薦調書（様式第 1 号）
- (2) 履歴書
- (3) 身分調書（身元証明書）

第 7 感謝状贈呈の制限

感謝状は、次に掲げる者には、原則として贈呈しないものとする。

- (1) 犯罪容疑者又は犯罪を犯した者。
- (2) その他県民感情にそぐわない者又は感謝状を贈呈することが適当でない者。

第 8 選考委員

選考委員は、次のとおりとする。

産業労働部長、産業労働部政策監（産業人材確保・育成担当）、産業労働部次長、雇用労働政策課長、産業政策課長、秘書課長

附 則 この要領は、令和 5 年 4 月 3 日から施行する。